

2025 年 2 月 27 日

令和 7 年岩手県大船渡市における大規模火災により  
被害を受けられました皆さまへ

ネットライフ火災少額短期保険株式会社

火災保険更新手続きに関する特別措置のお知らせ

このたび令和 7 年岩手県大船渡市における大規模火災により被害を受けられた皆さまに、  
心よりお見舞い申し上げます。

災害救助法の適用決定を受け、弊社では、災害救助法適用地域内のご契約者の皆さまに対  
し、下記の通り【災害救助法適用時の特別措置】を適用させていただくことといたしました  
のでご案内申し上げます。

記

【災害救助法適用時の特別措置】

災害救助法適用地域内にお住まいの皆さまを対象に火災保険の更新手続き（契約のお申込  
み及び保険料のお支払い）を、『災害救助法が適用された日』から最大 2 カ月間猶予させて  
いただきます。この措置の適用をご希望のご契約者さまは、弊社へお申し出ください。

お客さまコールセンター：022-266-0991

受付時間：9：00～17：00（土・日・祝日、年末年始の休業日を除く）

■災害救助法適用地域と法適用日

災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

| 適用地域 |              | 法適用日            |
|------|--------------|-----------------|
| 岩手県  | 大船渡市（おおふなとし） | 2025 年 2 月 26 日 |

末筆にて失礼と存じますが、ご自愛くださいますよう心よりお願い申し上げます。

以上